

我が家を空き家にしないためにできること

人口減少、少子高齢化、核家族化が進み、全国的に増加傾向にある空き家。
大切な我が家を空き家にしないために、「まだ先のこと」と思わず、今できること、
空き家になったらすべきことを考えてみませんか？



空家対策課
ふくまつ あきひろ
福松 明彦

「家族の変化に応じて、我が家の未来について考えましょう」

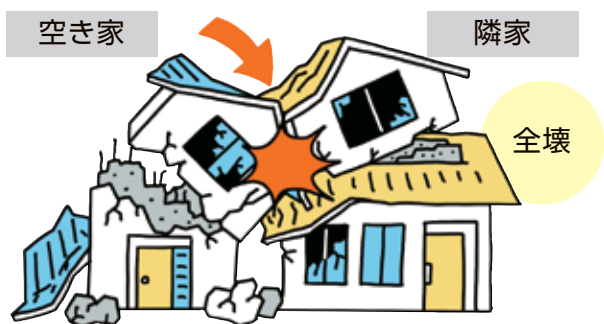


家族のかたちは、時とともに変わります。子どもが独立し、別の場所で生活基盤ができると夫婦だけの生活となり、やがて家に住む人はいなくなります。その際、子どもが「家を放置する」という状態に陥るケースも少なくありません。

放置された家は、倒壊の危険や、衛生面での問題を生じさせることがあります。また、地域の住環境の悪化にもつながります。そうならないためにも、早いうちから将来における暮らし方と家のことを家族で話し合っておきましょう。

空き家を放置すると、損害賠償を請求される場合があります！

空き家の管理は所有者・管理者の責任です。何かあれば損害賠償などの管理責任を問われることがありますので、適切な管理をお願いします。



倒壊で隣接家屋が全壊・死亡事故が起こった場合

損害賠償額：約2億円

※夫婦、子どもの計3人が死亡

[参考]日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算の例



外壁材などの落下により道路歩行者の死亡事故が起こった場合

損害賠償額：約6千万円

※子ども1人が死亡

本市の
空き家の総数は
43,500戸。
この20年で
約**1.4倍**に！

※総務省「平成30年住宅・土地統計調査」より



活用する

空き家バンク制度 登録物件募集中！

空き家を貸したい・売りたい所有者から市に提供された物件情報を、本市のホームページ等に掲載し、空き家を借りたい・買いたい方へ紹介する制度です。売買・賃貸希望者との交渉や不動産手続きは、市と連携している不動産業者が行うため、安心して手続きを依頼することができます。



本市への移住や
転勤で空き家を
求めている人がいます。
あなたの空き家を活用
してみませんか？



詳しくはコチラから
空家対策課 ☎096-328-2514

住み替える

移住者向け 中古住宅購入補助

熊本県外から本市へ移住される方に対し、中古住宅の購入費用の一部を補助します。



移住者の
中古住宅購入に
最大**50万円**！



詳しくはコチラから
住宅政策課 ☎096-328-2438